

○平成二年郵政省告示第二百十九号（認定講習課程の修了試験の方法を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案	現行
<p>一・二 (略)</p> <p>三 試験問題</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>出題する問題の内容が、特定又は容易に推定することができないものであること。</u></p> <p>四 問題の形式及び数並びに試験時間は、認定講習課程の講習科目（以下「科目」という。）の別に次によること。</p> <p>1 無線工学及び法規</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>2 英語</p> <p>(一) 英文和訳及び和文英訳</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(二) 英会話</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 (同上)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>四 (同上)</p> <p>1 (同上)</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) <u>筆記により行うこと。</u></p> <p>2 (同上)</p> <p>(一) (同上)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>筆記により行うこと。</u></p> <p>(二) (同上)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>筆記により行うこと。</u></p>

五 試験の実施方法

- 1| 受講期間内に実施するものであること。
 - 2| 本人確認を厳格に行うものであること。
 - 3| 受験者間に十分な間隔を設けること。
 - 4| 科目別に電子計算機に解答を入力する方法又は筆記により行うこととし、電子計算機に解答を入力する方法にあつては、次に掲げるものであること。
 - (一) 隣接する受験者との間に仕切りを設けるなどにより、他の受験者から試験の実施内容が見えないように措置が講じられているものであること。
 - (二) 受験に用いる電子計算機その他の電子機器を用いて外部情報に接続することができないよう措置が講じられているものであること。
 - (三) 受験に用いる電子計算機の故障対応、電子計算機の操作方法の説明等に備え、直ちに技術的援助がされるものであること。
- 六 採点の方法及び合格の基準

1・2 (略)

五 (同上)

1・2 (略)